

【様式第4号(2)】

# ケアハウス和光苑重要事項説明書

## 1. 施設経営法人

(1) 法人名 社会福祉法人 和光会  
 (2) 法人所在地 愛媛県松山市井門町1099番地  
 (3) 電話番号 089-969-0001  
 (4) 代表者氏名 理事長 窪田 学  
 (5) 設立年月日 平成14年4月1日

## 2. ご利用施設

(1) 施設の種類 ケアハウス  
 (2) 施設の名称 ケアハウス 和光苑  
 (3) 施設の所在地 愛媛県松山市井門町1099番地  
 (4) 電話番号 089-969-0001  
 (5) 施設長氏名 尾崎 富士夫  
 (6) 事業の目的

当施設は、自分一人で独立した日常生活を送ることには不安があるものの、生活支援を受ければ自立した生活を送れる高齢者の方に、低額な料金で、食事の提供・入浴などの準備・健康管理・日常生活の援助・社会生活を送るうえでの手助けをすることにより、健康で明るい生活を送れるようにすることを目的とします。

### (7) 施設の運営方針

当施設は、入居者の福祉を図るために健全な環境を提供し、入居者の生活を健全に維持するためには適切な待遇をするよう配慮していきます。

### (8) 開設年月日 平成14年4月1日

### (9) 入居定員 30名

## 3. 施設の設備・規模

建物床面積	5732.81m <sup>2</sup>		
建物構造	鉄筋コンクリート造 4階建(4階ケアハウス)		
主な設備	共同施設	大浴場・食堂・洗濯室・エレベーター・冷暖房完備	
	各室共通	浴室・トイレ・台所・洗面所・クローゼット・バルコニー	
室 数	夫婦室	47.6m <sup>2</sup>	1室
	個 室	Aタイプ	31.185m <sup>2</sup>
		Bタイプ	26.65m <sup>2</sup>
		Cタイプ	23.4m <sup>2</sup>
		Dタイプ	23.8m <sup>2</sup>

※ 居室の変更：申し訳ございませんが、一度入居されたお部屋からの移動はお受け致しかねます。

#### 4. 職員の配置状況

※職員配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人員	職務の内容	備考
施設長	1	施設全体の運営・管理責任者	兼務
事務員	1	ケアハウスの運営に必要な事務一般	
生活相談員	1	利用者様の相談に応じて適切な助言及び必要な援助を行う	
介護職員	1	入居者様の日常生活支援	
管理栄養士	1	管理栄養士による献立により、食事を1日3回提供	兼務
計	5		

職員の勤務体制:職員の勤務時間は 早出 7:30~16:30 遅出 9:00~18:00 (日勤 8:30~17:30)

※その他の時間については、緊急時のナースコール対応は特養の職員がします。

#### 5. 入居資格

「利用者は、日常生活は基本的には自立しているが、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による生活援助(食事の提供・入浴準備等)を受けることが困難な60歳以上の者とする。」と規定しています。

#### 6. 当施設が提供するサービス

- 食事の提供
- 入浴等の準備
- 生活相談援助
- 身体機能が低下し日常生活に不備をきたすようになった場合には、ホームヘルパーの派遣などの在宅福祉サービスを受けられるよう関係機関に連絡調整します。
- ナースコールによる緊急時体制

#### 7. 付帯設備

特別養護老人ホーム(従来型)	80床
ユニット型小規模特養	30床
短期入所	10床
デイサービス	40人
ホームヘルパーステーション	

#### 8. 協力医療機関

◆土橋共立病院 診療科目 内科・消化器科

整形外科・リハビリ科

住所 松山市土橋3-1 電話 089-931-1804

◆つばき歯科クリニック

診療科目 歯科

住所 松山市居相町 387-4 電話 089-957-6480

## 9. 利用料金について

(単位：円)

対象収入による階層区分	サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	教養・娯楽費	利用料合計
1,500,000 以下	10,000	48,764	7,800	300	66,864
1,500,000～1,600,000	13,000	48,764	7,800	300	69,864
1,600,001～1,700,000	16,000	48,764	7,800	300	72,864
1,700,001～1,800,000	19,000	48,764	7,800	300	75,864
1,800,001～1,900,000	22,000	48,764	7,800	300	78,864
1,900,001～2,000,000	25,000	48,764	7,800	300	81,864
2,000,001～2,100,000	30,000	48,764	7,800	300	86,864
2,100,001～2,200,000	35,000	48,764	7,800	300	91,864
2,200,001～2,300,000	40,000	48,764	7,800	300	96,864
2,300,001～2,400,000	45,000	48,764	7,800	300	101,864
2,400,001～2,500,000	50,000	48,764	7,800	300	106,864
2,500,001～2,600,000	57,000	48,764	7,800	300	113,864
2,600,001～2,700,000	66,000	48,764	7,800	300	122,864
2,700,001～2,800,000					
2,800,001～2,900,000					
2,900,001～3,000,000					
3,000,001～3,100,000					
3,000,001 以上					

(注1) この表における「対象収入」とは、前年の収入(年金・恩給・財産収入・預貯金の利子・公社債の利子等)から、租税・社会保険料・必要経費を控除した後の収入をいいます。

(注2) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の 2 分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が 150 万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からのサービスの提供に要する費用徴収額(月額)とします。この場合、100 円未満は切捨てとします。

(注3) 11 月から翌年 3 月までの冬季加算額として月額 2,170 円を加算させて頂きます。

※ 松山市長の定める基準に改正若しくは変更が生じた場合、それに基づき利用料は改正されます。

### 利用料金のお支払方法

- ア. 窓口での現金支払い
- イ. 下記指定口座への振り込み
 

愛媛信用金庫 雄郡支店 普通預金 251640
- ウ. 金融機関からの自動引き落とし(毎月15日)
 

ご利用できる金融機関：県内銀行・信用金庫・農協  
(※ 郵便局不可)

## 10. 入居一時金

居室の原状回復費と利用料が支払われなかつた場合の填補に充てるための保証金として、入居時に1人につき20万円をお預かり致します。

## 11. 苦情の受付について

(1) 当施設が提供するサービスに対しての苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

〈職名〉 生活相談員

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～16:00

※ また、苦情受付ボックスをエレベーター前2ヶ所に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付

松山市福祉推進部長寿福祉課	所在地	松山市二番町4丁目 7-2
	電話番号	089-948-6410
	FAX	089-934-1832
愛媛県 国民健康保険団体連合会	所在地	松山市高岡町101番地 1
	電話番号	089-968-8700
	FAX	089-963-8717

## 12. 非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ施設防災計画を作成しています。また、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための事業継続計画（社会福祉法人和光会のマニュアルに従う）を策定し、研修及び訓練の実施を行います。

## 13. 緊急時の対応

入居者は、身体の状況の急変等により職員の対応を必要とする場合は、いつでもナースコール等によりその対応を求めることが出来ます。職員は速やかに対応し、医療機関及び入居者が予め届けている緊急連絡先へも連絡します。

## 14. 事故への対応

施設内に事故防止検討委員会を設置し、事故の発生又はその再発を防止するため、事例分析及びそれに基づく再発防止策を講じます。

## 15. 身体拘束廃止・高齢者虐待防止

施設は原則として、入居者の身体拘束を行いません。ただし、入居者自身又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には、この限りではありません。身体拘束を行う際には、社会福祉法人和光会の「身体拘束廃止及び適正化に関する指針」に従って行います。また高齢者虐待行為を発見した時は、すみやかに松山市役所長寿福祉課か、指導監査課に報告します。

## 16. 個人情報

職員は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び当法人が別に定める「個人情報取り扱い規程」に基づき適切な取り扱いに努めます。

## 17. 施設利用に関する留意事項

来訪・面会	面会時間 8:30~17:00(通用口解放時間 6:30~21:00・夜間の出入りは予め職員にお知らせください。)
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行き先と帰宅時間を所定の用紙にて職員に届け出て下さい。また食事の有無についても事前に届け出てください。
部外者の利用	外来者を宿泊させるときは、あらかじめ施設長に届け出てください。
喫煙・飲酒	全館禁煙になっております。居室での喫煙も固くお断り致します。 飲酒については健康上支障のない方に限り適量を嗜むのはご自由ですが、他の入居者に迷惑がかかるないようにお願い致します。
所持品・現金などの管理	貴重品・現金等は自己責任で管理して下さい。紛失・盗難等に関しては、一切責任を負いません。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

## 18. 契約の終了について

契約の解除については運営規程第7条及び入居契約書をお読みください。なお、契約期間中でも、契約者様から退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望される日の2週間前までに契約解除届(退居届)をご提出ください。

## 19. その他

この重要事項説明書は、ケアハウス和光苑運営規程、入居のご案内等の内容から重要と思われる部分を抜粋したものです。詳細についてはそれらをご熟読ください。